

## 2歳児の受入れについて 「子育て安心プラン」に参加する市区町村が対象

幼稚園のまま、保育を必要とする2歳児(3号認定子ども)を定期的に預かる仕組みを創設。

この仕組みは、新制度幼稚園のみならず、私学助成園も対象となるよう設計。

給食の自園調理が不要(外部搬入可)、職員に占める有資格者割合は1/2以上(当分の間は1/3以上)で良いなど、幼稚園が取り組みやすいように実施要件を柔軟化。

補助単価は、基本分として、子ども1人日額1,850円を措置。預かりが8時間を超えた場合、長時間加算として、1時間当たり230円を加算(11時間預ければ、合計2,540円)。

利用者負担は、これとは別途、徴収可(市町村又は各園で自由に設定)

## 3～5歳児に対する預かり保育について

3～5歳児に対する預かり保育のより一層の推進を図るため、以下の2点の充実を実施。

長時間の預かり(8h超)に対する加算単価を1.5倍に増額

【9h:100円 150円、10h:200円 300円、11h:300円 450円】

事務負担に対応するための加算を創設

【長時間・長期休業中の預かりなど行う施設が対象(1施設当たり年額:138万円)】

# 一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児定期利用の制度概要

【趣 旨】 子育て安心プランに基づき、幼稚園における2歳児の迅速な受入れを推進する。

赤字：従来の一時預かり事業  
（幼稚園型）との相違点

【実施主体】 「子育て安心プラン」に参加する市区町村

【要件】

(1) 実施場所

幼稚園（新制度園及び私学助成園） 認定こども園は対象外

(2) 対象児童

3号認定を受けた2歳児。なお、2歳の誕生日を迎えた時点から随時受け入れることや、当該2歳児が3歳の誕生日を迎えた年度末まで継続して受け入れることも妨げない。

( ) 本事業の利用に当たっては、対象児童の保護者と各施設が直接契約

(3) 設備基準・保育内容

保育室等の面積基準は、対象児童1人あたり1.98m<sup>2</sup>

保育内容は、保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえたものとなるよう留意すること。

(4) 職員配置基準

児童6人につき職員1人

( ) 上記配置基準により算出される必要教員数が1人の場合でも2人以上配置。ただし、必要教員数が1人の場合で、幼稚園等の職員（保育士又は幼稚園教諭）からの支援を受けられる場合は、専任職員（常勤・非常勤を問わない）は1人で可

(5) 職員資格

・ 保育士、幼稚園教諭免許状所有者、市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）

( ) 当分の間、小学校教諭普通免許状所有者、養護教諭普通免許状所有者、幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、更新講習を受講せず免許状が失効した者を含む

・ ただし、職員の2分の1（当分の間、3分の1）以上は、保育士又は幼稚園教諭免許状所有者

( ) 本事業の担当職員のうち保育士資格保有者を含めること。

## 一時預かり事業（幼稚園型）による2歳児定期利用の制度概要

### (6) 開所日数・開所時間

対象児童に対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて設定。

### (7) 給食

自園調理は必須としない(外部搬入の場合、調理室は不要)。

### (8) 保護者負担

各市区町村又は施設において、負担が過大とならないよう配慮しつつ設定。

【補助単価】 基本分(8時間以下):1,850円、長時間加算(+1時間~+3時間):230円~690円

	8 h	9 h	10 h	11 h
基本分	1,850円			
長時間加算	-	230円(+1h)	460円(+2h)	690円(+3h)
合計	1,850円	2,080円	2,310円	2,540円

### 【留意事項】

- ・ 認可外保育施設としての届出は不要。学校法人では「付随事業」としての位置づけ(寄付行為の変更は不要)
- ・ 本事業の対象児童について、施設型給付費等を重ねて支給することがないよう留意すること。

# 一時預かり事業(幼稚園型)の拡充内容(3~5歳児に対する預かり保育の推進)

## 趣旨

子育て安心プランに基づき、3~5歳児に対する預かり保育の更なる推進を図るため、長時間の預かりに係る単価の増額や、事務負担に対応するための加算の創設を行う。

## 課題及び対応

### 1. 長時間化の推進

- ・ 待機児童の受入れ推進のため、長時間・長期休業中の預かりを更に充実させる必要
- ・ 恒常的に長時間の預かりを利用する場合、保護者負担が重いとの指摘



長時間の預かり(8時間超)に係る単価を1.5倍に増額(これにより、保護者負担は現行の半額とすることが可能)

		改善前	改善後
長時間加算	+ 1 h	100円	150円
	+ 2 h	200円	300円
	+ 3 h	300円	450円

### 2. 事務負担への対応

- ・ 子ども毎の利用日数や時間の管理、市町村(広域利用の場合は複数)への請求等に係る事務負担が重い
- ・ 現行制度上、事務経費が措置されておらず、事務職員を雇うのは困難



長時間・長期休業中の預かりを行い、かつ、小規模保育等の連携施設になっている施設を対象に「就労支援型施設加算」(仮称)を創設し、事務経費を支援

#### 【加算単価】

1施設当たり年額 約138万円

非常勤事務職員1人分を措置(5,320円×260日)

# 3 ~ 5 歳児の預かりに係る補助単価表（平成30年度以降）

赤字：平成30年度からの変更点

## 【平日】

預かり時間 (教育時間除く)	~ 4 h	5 h	6 h	7 h ~
基本分	400円			
長時間加算	-	150円	300円	450円
合計	400円	550円	700円	850円

## 【休日】

預かり時間	~ 8 h	9 h	10 h	11 h ~
基本分	800円			
長時間加算	-	150円	300円	450円
合計	800円	950円	1,100円	1,250円

## 【長期休業中】

預かり時間	~ 4 h	5 h	6 h	7 h	8 h	9 h	10 h	11 h ~
基本分	400円				800円			
長時間加算	-	100円	200円	300円	-	150円	300円	450円
合計	400円	500円	600円	700円	800円	950円	1,100円	1,250円